

窓口での資格確認 知っておきたい知識

文責:長崎県保険医協会

【Q1】現行の保険証はいつまで使えますか

【A1】■健康保険組合や協会けんぽの場合

→退職等で資格喪失にならない限り2025年12月1日まで使用できます。

■国保・後期高齢の場合

→保険証の有効期限は2025年7月31日まで使用できます。

【Q2】「先では保険証が発行されなくなるので、今のうちにマイナ保険証を作った方がよい」と言われた。作ってもメリットがあるとは思えないのですが。

【A2】持っている保険証の有効期間内であれば、現行の保険証が使用できます。医療が受けられなくなるようなことはありませんので安心してください。なお、現行の保険証の有効期限が切れる時には「資格確認書」が交付されます。有効期限は5年間です。

例えば、現在の保険証の有効期間が2026年1月であれば、資格確認書は2030年12月まで使用することが可能です。そこから5年間は資格確認書が使えますので6年間余りはマイナ保険証がなくても、医療を受けることが可能です。

【Q3】マイナ保険証を作っていないと、医療機関での診療は全額自己負担になるのでしょうか。

【A3】3割または2割の給付率は従来どおりです。

【Q4】マイナ保険証で受診していますが、持っている健康保険証はいずれ回収されますか？

【A4】健康保険証の経過措置が終わる2025年12月1日までは、健康保険証はそのまま使えますので保管しておいてください。ただし、退職や加入する保険者を変更する際には返却する必要があります。来年12月1日以降、保険者では「健康保険証」回収を行う予定はありませんので自身で処分することとなります。

【Q5】「資格確認書」とは何でしょうか。

【A5】マイナ保険証の利用登録をしていない人に交付され、医療機関を受診する際に必要となるものです。現行の保険証の有効期限が切れる前に各保険者から交付され、現行の保険証と同じ情報が記載されています。つまり、現行の保険証と変わりありません。有効期限は最大で5年です。

【Q6】「資格確認書」は申請をしなくても郵送されてくるのでしょうか

【A6】当分の間、加入する保険者から申請なしで交付されます。

【Q7】マイナ保険証を持っていると「資格確認書」はもらえないのですか。

【A7】12月以降、75歳になる人たちに、資格確認書が発行がされるほか、要介護高齢者、障害者等の要配慮者は申請により資格確認書が交付される場合があります。

【Q8】資格確認書はカード型か、紙タイプでしょうか。

【A8】保険者で異なります。従前の健康保険証と同様の形状になることが想定されます。

【Q9】「資格情報のお知らせ」とはどのようなものでしょうか。

【A9】このお知らせには保険証番号などが記されています。医療機関の端末のシステムエラーなどでマイナ保険証を読み込めない時があるため、診療がスムーズに受けられるよう

医療機関に提示する予備的な書類です。ただし、このお知らせだけでは受診できません。国保以外の協会けんぽ、共済組合、健保組合は全ての被保険者に交付されました。国保は、マイナ保険証利用登録者のみに交付されます。資格確認書とは性格が異なりますのでご注意ください。

【Q10】「資格情報のお知らせ」と「資格確認書」は、両方とも交付されるのですか。

【A10】原則、「資格確認書」が交付される人（マイナ保険証利用登録していない人）には「資格情報のお知らせ」は交付されません。ただし、国保以外の協会けんぽ、共済組合、健保組合は、全ての被保険者に「資格情報のお知らせ」が交付されました。国保はマイナ保険証利用登録者のみに交付されます。

【Q11】「資格情報のお知らせ」だけで受診することは可能ですか？

【A11】できません。「資格情報のお知らせ」と「マイナ保険証」のセットか、もしくは「資格確認書」または「現行の保険証」で受診することとなります。

【Q12】マイナ保険証の利用登録が解除できると聞きました。その方法を教えてほしい。

【A12】保険者に申請することで、マイナンバーカードの健康保険証等の利用登録を解除することができます。解除後は資格確認書が交付されますので安心して医療機関を受診することができます。具体的な解除手続については、保険者（協会けんぽや健保組合、国保は自治体）が窓口になります。書面での申請が基本です。ただし、自治体によっては、マイナンバーカードの専用サイト「マイナポータル」で、オンラインによる申請を受け付けます。ご自身が加入している保険者に対してお問い合わせください。

【Q13】マイナ保険証の登録を解除すると、付与されたマイナポイントは返さないといけませんか？

【A13】返す必要はありません。

【Q14】マイナンバーカードに格納されている電子証明書は5年の有効期限ですが、5年の有効期限が切れた場合、マイナ保険証の効力も失効するのですか。

【A14】電子証明書を利用して情報連携しているため有効期限が切れたらマイナカードそのものが使うことができず、カードリーダーで読み込めなくなります。ただし、顔写真付き身分証としては使えます。

【Q15】マイナンバーカード・電子証明書の更新はそれぞれどうすればよいのでしょうか

【A15】住民登録している自治体で更新手続きを行います。

【Q16】電子証明書の5年の有効期限が近付いてきた場合、更新のお知らせは通知されるのでしょうか？

【A16】有効期間の3か月前に、J-LISより更新手続きの案内が送付されます。3か月以下になると、顔認証付きカードリーダーの画面上で更新のアラート表示が出るようになります。

【Q17】顔認証付きカードリーダーで写真は撮られますか。また、その写真は保存されますか。

【A17】顔認証で資格確認を行う場合、顔認証付きカードリーダーが本人の顔を撮影します。ただし、マイナンバーカードのICチップ内に保存されている顔画像と、顔認証付きカードリーダーが撮影した顔画像が同一人であるかどうかを確認した後に撮影画像のデータは即時削除され、顔画像のデータが保存されることはありません。

【Q18】生活保護受給者の医療券、各自治体が対応している子供医療費証明書は対象ではないのでしょうか。

【Q18】生活保護の医療扶助については2024年3月にマイナンバーカードと一体化しました。一方で、各自治体が対応している子供医療費証明書は現在検討中です。